

平成24年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成24年3月23日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成24年3月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第49号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第50号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第51号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 発議第1号 周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 周防大島町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

日程第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第49号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第50号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第51号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第52号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 発議第1号 周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 周防大島町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議員派遣について

出席議員（18名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	星出 明君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	西村 利雄君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	西本 芳隆君	大島総合支所長 .....	北杉 憲昌君
東和総合支所長 .....	木村 順一君	橘総合支所長 .....	東原 平典君
会計管理者兼会計課長 .....			岡本 洋治君
教育次長 .....	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	奈良元正昭君	財政課長 .....	中村 満男君

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。昨日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 議案第 1 号

日程第 2 . 議案第 2 号

日程第 3 . 議案第 3 号

日程第 4 . 議案第 4 号

日程第 5 . 議案第 5 号

日程第 6 . 議案第 6 号

日程第 7 . 議案第 7 号

日程第 8 . 議案第 8 号

日程第 9 . 議案第 9 号

日程第 1 0 . 議案第 1 0 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1、議案第 1 号平成 2 4 年度周防大島町一般会計予算から日程第 1 0、議案第 1 0 号平成 2 4 年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてまでの 1 0 議案を一括上程し、これを議題とします。

3 月 8 日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、1 0 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷委員長。総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 1 2 日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号の本委員会所管部分及び議案第 9 号の付託議案 2 件について、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りましたその過程における委員からの発言等について、その主なものを申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 2 4 年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、県の防災センター指定管理はいつまでの契約になっているのかという質問に対し、平成 2 4 年度までの契約になっており、その後は県と協議の上決定されるとの答弁でした。

周防大島高校の支援補助金に関連しては、補助内容の説明があり、委員から今年の入学試験関連では大幅な定員割れがあり、抜本的な改革や特色ある学科や研修内容を定める必要があるのではないか、町が存続を望むのであれば魅力ある対策をとってほしいといった意見がありました。

自主防災組織の組織率について質問があり、100%の組織率ではあるが、より実効性のある組織にしたいため、防災資機材整備補助金を新規に計上し、各種整備をしていただきたいと思っているとの答弁でした。

また、防災関係の補助金等について、予算の周知をどのように考えているかとの質問に対して、行政連絡員集会や広報誌等の紙面を活用して周知していきたいとの答弁でした。

木造住宅耐震改修補助金についても質問があり、しっかりと完成検査等を実施してほしいとの要望がありました。

次に、地域防災計画の見直しが行われることに対して、過去の文献等にもあるように地域での言い伝えなどを把握し、それらを十分計画に反映して、被害想定などに取り組んでいただきたいとの要望がありました。

各委員からは、それぞれの地域における防災訓練等の実態が披歴されたところでありますが、防災行政については、きめ細かな体制づくりをして、町民に対してしっかりと周知をしていただきたいとのことでありました。

次に政策企画課関係につきましては、CATVのこれからの見通しについて質問があり、加入促進補助金をつけているが、民放にはない周防大島チャンネルの番組をつくり、地域の情報を充実すれば、より加入促進ができると思うとの答弁でした。

定住促進対策補助金関係について、空き家調査の実態についての質問と、この事業には積極的に取り組んでいただきたいと委員からの要望があり、経済的な自立につながるような定住促進に努めたいとの答弁がありました。

次に財政課関係では、福祉事務所設置にかかわる人員配置、県予算関連の質問があり、県から派遣される職員の給与は2分の1が県負担であり、期間は最高で2年間であるとの答弁でした。

税務課関係では、法人税、入湯税、たばこ税の算出根拠の質問があり、それぞれ法人税283社、入湯税は2社で1万8,000人と1万6,500人、たばこ税は1カ月平均570万円の12カ月分であるとの答弁でした。

次に総合支所関係については、久賀の東中津原倉庫前の駐車場使用料についての概要や算定根拠について、質問がありました。

続いて教育委員会関係では、まず総務課において、耐震関連の委託料で予算計上する場合の取り扱いをどのようにしているかとの質問に、コンサルタント二、三社からの見積もりを参考にし、て予算計上しているとのことでした。

あわせて、設計業務の算出方法についても質問があり、国や県の基準に合わせて業務の発注を行っているとのことでした。

また、沖浦中学校の校舎解体について、利用計画や地元の要望の有無はどの質問に対し、昨年度地権者の方にお集まりいただき、更地状態で返却することで内諾を得ているが、地元の方には具体的な話はしていないとのことでした。

教育総務費の賃金の内訳についての質問があり、小中学校17校の草刈り賃金それぞれ3日分と、閉校になっている7小中学校の5日分であるとの答弁でした。

学校教育課関係では、スクールバス運行の委託契約に関連し、燃料費は価格変動等の影響があることから、契約の内容から外して、町が直接支払うように検討したらどうかという問いかけに、契約期間が2年間あるので、すぐの変更は難しい面があるが、検討したいとの答弁でした。

次に、ALTが2人体制になることはいいが、どのように活用するのか、どこの国から来るのかという質問に対しては、各小中学校への訪問回数がふえる予定である。また、現在の1名はハワイからのALTであり、同じようにハワイの方の派遣を要望しているとの答弁でした。

また渡航費用負担金の内訳についての問いに、ALTの帰国費用関係と来日費用で、東京研修費用と宇部空港までの航空賃などが含まれており、実費を支払うとの答弁でした。

社会教育課関係については、歳入の陶芸の館材料費と、歳出の加工用原材料費の関連についての質問があり、材料費の中には講師謝礼等が含まれるとの答弁でした。

体育施設等の清掃業務委託料について、業者の決定はどのようにしているのかという質問に対して、3社以上の見積もり入札によっているが、施設によっては、ほぼ固定化している面もあるとの答弁でした。

橋公民館運営経費のうち、コスモスロードの賃金は年間を通してのものかという質問に対しては、夏場における草刈り賃金を計上しているとの答弁でした。

橋総合センターの工事請負費は屋根全体の改修工事であり、工事請負費が多額になっているとの説明がありました。

新規事業である文化振興事業補助金については、公募型1団体20万円を限度とした、政策企画課所管の地域活動支援事業補助金の社会教育版であるとの説明でした。また服部屋敷の修繕箇所はどこかといった質問もありました。

なお、契約監理課、会計課、議会事務局に対して、質疑はありませんでした。

最後に、議案第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、国と県から受けている前島航路補助金はいつまで継続するのかといった質問に対して、住民が少ないと切れる恐れはあるが、しっかりと要望をしていきたいとの答弁がありました。

また、仮に浮島航路との併用論が出てきた場合については、運航面でいろいろ問題があると思

うので、しっかりと問題点も含め協議を進めていただきたいとの要望がありました。

情島航路と浮島航路の使用料のうち、回数券と定期券の収入が逆転現象になっているがという問いに対しては、島にある学校の先生方の宿舍住まいと自宅通勤の違いによるものであろうとの説明がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今の委員長報告の中で、歳入部分についても若干触れられましたが、周防大島町の一般財源部分、これを大きく占めるのが御承知のように普通交付税です。その普通交付税が地財計画と違って基本的には落ちるとい見通しがあるわけなんです、その点で各所管の委員の皆さん方から、それについての質疑があったのか、なかったのか。あったら聞いておきたいというふうに思います。

また、もう一つは、今後の周防大島町の財政見通しを考える上で一番大きなのが地方交付税の今後の推移です。そういう意味では、合併後11年から段階的に減って、16年にいわゆる安定といえますか、下げどまりといえますか、そういう状況が見込まれておりますが、その点についても、私以外にも議会のほうで質問された方があると思うんです。そういういわゆる将来財政を含めた質疑、見通しが、委員会の中で財政担当のほうにあったのか、なかったのか、その点で聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 委員会におきましては、そういう内容の質問はありませんでした。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。魚谷総務文教常任委員長様お疲れでございました。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元委員長。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号及び議案第10号の付託議

案5件について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、一般会計について、福祉課関係では、委員より、福祉タクシー券は24枚から48枚にふえたのかとの質問に対し、執行部より、新たに人工透析の方に対して、24枚増加し48枚とした。対象者は20名を予定しているとの答弁でした。

母子福祉費として、新たな『目』を設けたのか。福祉事務所設置に伴う事業としてとらえてよいのかとの質問に対し、執行部より、福祉事務所設置による移譲事務であるとの答弁でした。

福祉事務所設置による新たな事業について説明をとの質問に対し、執行部より、住宅手当緊急特別措置事業22万2,000円、特別障害者手当等給付事業437万7,000円、児童扶養手当事業5,054万3,000円、母子家庭自立支援給付金事業309万2,000円、母子自立支援相談事業175万4,000円、母子生活支援施設措置委託事業134万1,000円、生活保護職員人件費5名分4,032万6,000円、家庭児童相談援助事業127万7,000円、生活保護総務一般経費826万8,000円、生活保護適正化事業122万5,000円、生活保護扶助費4億246万5,000円の合計5億1,489万円である。この財源内訳は、国庫支出金3億2,468万5,000円、県支出金328万6,000円、一般財源1億8,691万9,000円である。特別交付税の見込は、計算上2億794万2,000円であるとの答弁でした。また、福祉事務所の体制はとの質問に対し、執行部より、体制については、民生福祉班と生活支援班の2班である。生活支援班には、生活保護の研修のために県へ出向していたケースワーカー4名と県から派遣される査察指導員を班長として置く予定である。所長は部長が兼務することになるとの答弁でした。

生活保護受給者数と保護費についての質問に対し、執行部より、平成23年12月末で、170世帯209名である。保護費については、50歳代で 類基準額2万9,590円と 類基準額3万3,660円を合わせて6万3,250円である。他の年齢層では12歳から19歳が最も高いとの答弁でした。

子育て支援センター業務の委託先と事業の内容はどういうものかとの質問に対し、執行部より、町の子育て支援センターは廃止し、源空寺保育園、久賀保育園、安正保育園の3カ所に委託する。事業内容は、保育士等2名が常駐し、母子の交流の場、仲間づくりの場、健全育成を支援する場となる。これまで、総合センター等で行っていた事業は、委託先が出向いて行うとの答弁でした。

公立保育所機能強化事業の国庫補助がなくなったが、一般財源で対応かとの質問に対し、執行部より、従前の機能強化事業分は運営経費の中に計上しており、その財源は一般財源であるとの答弁でした。



障害児保育に対する交付税措置はどうなっているのかとの質問に対し、執行部より、障害児1名に対して保育士が1名つくことになり、交付税措置の対象となるとの答弁でした。

日良居保育所の指定管理料4,071万3,000円の積算内訳についての質問に対し、執行部より、保育所運営費として、定員30名の基本分2,948万8,000円、民間施設給与等改善費加算10%分268万2,000円、主任保育士専任加算239万4,000円、事務職員雇上費加算45万4,000円の計3,501万8,000円、特別保育事業分として、延長保育事業490万円、一時預かり事業21万6,000円、障害児保育事業35万7,000円、地域活動事業20万円、保育料徴収委託料2万2,000円の計569万5,000円で、保育所運営費と特別保育事業を合わせて、指定管理料は4,071万3,000円となるとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、後期高齢者医療給付費の町負担分の伸びはどのようになっているのかとの質問に対し、執行部より、後期高齢者医療給付費等負担金は、前年度当初と比較すると2,694万8,000円、率で6%の減になっているが、これは前年度の計上額が過大であったため、実際は2%程度の伸びであるとの答弁でした。

町の特定健診で行われる血液検査はどのような内容かとの質問に対し、執行部より、肝臓機能、腎臓機能、貧血検査を行うとの答弁でした。また、前立腺がん検査はできないのかとの質問に対し、執行部より、負担金が別に1,500円必要になるが、特定健診と同時に受けることができるとの答弁でした。

町民健康福祉大会の具体的な内容についての質問に対し、執行部より、医療費の増大や健診等の受診率が低いことに対して、どうしたら改善できるか、健康意識の向上が課題である。具体的には、10月14日、大島文化センターにおいて開催する予定で、医師会、食生活推進協議会、母子保健推進協議会などの関係機関と協力し、講演会や健康チェックなどを行うことにより、健康づくりへの住民意識の高揚、特に特定健診やがん検診に関心を持てるような大会にしたいと考えているとの答弁でした。

地方交付税の引き下げに伴い、がん検診の自己負担金は平成18年度に引き上げられたが、自己負担金を下げて受診率を上げる方がよいと考えたとの意見がありました。

次に、介護保険課関係では、委員より、介護保険対策事業のシステム改修について、特別交付税などの財源措置はあるのかとの質問に対し、執行部より、前年度において基準額の2分の1の国庫補助金が措置されているとの答弁でした。

次に、国民健康保険事業特別会計について、委員より、課税方式を4方式から3方式に変更したことによる影響額はとの質問に対し、執行部より、前年度当初予算との比較では、5,824万2,000円の増額、前年度6月補正後との比較では、603万円の増額であるとの答弁でした。

国庫負担金の療養給付費負担金は、前年度と比較すると7,162万3,000円の大幅な減額

となっているが、その理由はとの質問に対し、執行部より、年少扶養控除の縮減による補助率の2%カットと前期高齢者交付金の大幅な増額が影響しているとの答弁でした。

国庫補助金の財政調整交付金は、前年度と比較すると8,276万3,000円の大幅減になっているが、これは前々年度精算による影響かとの質問に対し、執行部より、この財政調整交付金は、単年度で精算するので前々年度の精算というものはない。これは、主に前期高齢者交付金の大幅な増額と歳出の共同事業拠出金の大幅な減額による影響を考慮し、大幅な財政調整交付金の減額を計上したものであるとの答弁でした。

保険給付費の伸びがどうなのか。また赤字がどのぐらいで、これらに対する税の引き上げが適当なのかよく分からないが、前年度の所得で計算すると600万円程度税収がふえるとの説明であった。そのあたりはどのようにになっているのかとの質問に対し、執行部より、前年度は、所得が確定後の6月に引き上げの条例を補正予算とともに提出したが、今年度は、前年の所得がまだ確定していないため、この何年かの所得の推移による減少分をあらかじめ見込んで税率を設定している。このため前年度より600万円程度の増額となるとの答弁でした。

特定健診の実施医療機関はどこかとの質問に対し、執行部より、特定健診は、町内の3病院と民間の7医療機関で実施する。また、今年度から予定している集団健診は、県内の民間集団健診受託事業者3社から入札により選んで実施するとの答弁でした。

特定健診の無料クーポン券について、過去3年間医療無受診者と40歳節目の方にクーポン券を配布するようであるが、過去3年間で過去2年間にしても費用負担は、そんなに上がらないのではないかと質問に対し、執行部より、平成20年4月に制度が改正され、その後3年間でデータが取りやすいということから、3年間無受診とした。今年度の実施結果により、来年度以降、無受診期間を2年にするなどの対象者をふやすやり方を考えたい」との答弁でした。

特定健診の受診率18.2%について、受診率が低い原因はとの質問に対し、執行部より、受診勧奨の際の住民の話によると、時間がないとか、実際に病気になったときに医療を受診したらよいと考える人が多い。住民の健康づくりに対する意識が低く、健診を受けることが健康づくりの第一歩だと考える人が少ないと思われるとの答弁でした。

また、健診の受診率向上のために、CATVを使ってPRするとよいとの意見がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、委員より、後期高齢者医療保険料の引き上げ額は幾らかとの質問に対し、執行部より、軽減を適用した後で1人当たり2,205円の引き上げであるとの答弁でした。

後期高齢者広域連合の議会費とシステム改修費は幾らかとの質問に対し、執行部より、議会費が64万円、システム改修費が2億240万4,000円で、このシステム改修費に対する町の負担金は474万490円であるとの答弁でした。

次に、介護保険事業特別会計について、委員より、介護給付費準備基金について、3カ年の計画中に全額取り崩す国の方針についての質問に対し、執行部より、国の明確な方針は特にないが、第4期計画で基金残高は0円となる見込みであるとの答弁でした。

介護保険料の大幅な引き上げとなるが、今年度、介護準備基金への積立金として約3,000万円を計上している。基金に積む剰余金があるなら保険料の増額を抑制できるのではとの質問に対し、執行部より、介護保険計画は、3カ年を一期間として計画している。平成24年度は基金に積み立て黒字となっても、これはあくまでも単年度の収支であり、年々増加する給付費に対応するためのものである。3年後の平成26年度末においては、基金残高は0円となる見込みであるとの答弁でした。

次に、公営企業局企業会計について、委員より、大島看護専門学校については、一定の黒字を出していたが、今年度収支はどのように見込んでいるかの質問に対し、執行部より、人件費の高騰と開校時整備したエアコン等の備品が老朽化しており、毎年度少しずつ更新整備を行っているため費用は増加している。さらに収入では、看護師養成所に対する他会計補助金の単価が下がってきていることに加え、生徒数及び寮生も減少しているため減額となっている。以上の理由から4,109万1,000円の赤字を見込んでいる。しかし、看護学校の卒業生は継続的に企業局へ就職しているので、赤字であっても学校運営は必要であると考えているとの答弁でした。

外来人数520人のうち、患者送迎バスはどのくらい利用されているのか。送迎バスの利用が少ないようなら、路線の変更や小型車の導入などの検討は行われるのかとの質問に対し、執行部より、現在、3病院で29名乗りマイクロバス6台が毎日動いており、1日平均で約90名程度の方が利用されている。路線については、基本的には路線バスが走る道路を運行し、一部バスが通行できる山間部の集落へも運行している。自治会から要望があれば現地を調査し、利便性を考慮した路線を検討している。しかし、余り細かい路線にすることは、現状の人員を考えても限界があると思うとの答弁でした。

訪問看護事業も赤字要因であるが、公営で行うことについて説明をとの質問に対し、執行部より、国の方針がシームレスな医療、介護を進めている中で、在宅医療もとても重要になっている。最初に「訪問看護ステーションたちばな」を立ち上げて長く安定した経営を続けてきたが、その後、「訪問看護ステーションおおしま」を町から譲渡を受け、現在は「訪問看護ステーションすおうおおしま」として運営している。今後も、町民にとって必要な事業なので病院、地域施設とさらに連携をとっていきたいとの答弁でした。

3病院2老健等を今後も維持していくために、今年度、町が負担する他会計補助金についての説明をとの質問に対し、執行部より、一般会計からの繰入は、交付税措置されるものについてすべて繰入を受けている。また、基礎年金拠出金と医師の派遣経費については、全額繰入されてい

るが、特別交付税措置額は2分の1であるとの答弁でした。

平成24年4月から院内複数科に受診した場合、医療費は上がるのかとの質問に対し、執行部より、現状では、同じ日に複数の診療科を受診した場合、再診料は1回のみ算定であるが、4月の診療報酬改定で、2つ目の診療科に限り、通常の再診料の半額が増しに算定可能となるため、再診料だけみると負担はふえることになるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。（「議長、質疑に入る前に若干休憩をいただきたいというふうに思います」と呼ぶ者あり）民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでございますので、質疑を終結します。尾元民生常任委員長、お疲れさまでした。

暫時休憩をします。

午前10時03分休憩

.....  
午前10時14分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本委員長。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の付託議案5件について、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当りました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、竜崎温泉で過去に販売された回数券の買い戻し金が計上されているが、1枚幾らか。また、毎年計上されているが、買い取り期限を定めるなど、どこかで踏ん切りをつける必要があるのではないかとこの質問に対して、1枚当たり500円で4,000枚分を

予算化している。1、2年は、様子をみながら検討していきたいとの回答でした。

生活路線の確保について今後の見通しは、防長交通が撤退したら町営等も検討することになると思われるが、いかがかとの質問に対して、現在、防長交通の撤退の話は聞いていないが、そのような事態に備え、スクールバス等の活用も考慮しながら将来に向けての展望も検討する必要があるかと思うとの回答でした。

観光施設の宣伝、集客努力が不足している。施設の維持管理より、いかに客をふやしていくかの部分の予算の計上が少ない。これでは観光施設がしりすぼみしていただくだけであるとの質問に対して、近年、広告については予算を抑えていたところであるが、平成25年度にはしっかり計上していきたいとの回答でした。

体験型修学旅行で受け入れ家庭への費用は幾らかとの質問に対して、1泊2食で5,250円であるとの回答でした。

そのほか、体験交流型観光推進協議会、観光協会への補助について、遊湯ランドの空調についてなどへの発言がありました。

次に、農林課関係では、新規就農者確保事業の対象となる就農者が8名と聞いたが、8名のうち町内に住んでいるのは何人か。その就農内容は何かとの質問に対して、就農者は、すべて町内に在住している。就農の内容は「柑橘+野菜」が4名、養蜂1名、繁殖牛経営1名、「水稻+野菜」が1名、「ぶどう+ブルーベリー」が1名であるとの回答でした。

中山間地域等直接支払交付金は、昨年度と交付金額が余り変わらないように思うが、効果が出ているのかとの質問に対して、平成23年度において、新規協定は3協定、面積追加協定は4協定で、町全体の交付面積・金額はふえているとの回答でした。

平成24年度より大島地区に加工所ができるが、管理運営形態はどのようになるのか。安下庄地区の加工所で、みのり工房が製造した缶詰が販売されているが、これと同じような形態になるのか。せっかくある施設なので、だれでも意欲のある者には販売のできるような体制を望むところであるとの質問に対して、施設の建設において、東和と日良居の加工所は、それぞれ別の補助金を活用して補助目的に即した建設をしている。安下庄と大島はどちらも、過疎債のみを財源として建設している。販売を行っている安下庄のみのり工房、東和道の駅では、販売するための許可を受けて行っている。販売を希望するのであれば、グループが許可申請を経て許可証の交付を受ければ、販売まですることは可能であるとの回答でした。

イノシシの被害について、並びに年度別捕獲実績はどれくらいかとの質問に対して、被害について詳細はわからないが、今年は新規免許取得者が18名ふえ、捕獲実績に貢献している。イノシシの捕獲実績は、平成22年度は512頭、平成23年度1月末までで525頭、今現在で543頭を捕獲している。この3月末には捕獲頭数が600頭を超すと推計している。また、来

年度の捕獲計画数は、800頭として計上しているとの回答でした。

そのほか、ガルテンヴィラ大島の収支についてなどへの発言がありました。

次に、水産課関係では、ナルトビエイはこのあたりにいるのかとの質問に対して、昨年補正予算にて、山口県漁協東和町支店で捕獲調査を行った結果、周辺で生息していることが明らかになった。平成24年度予算では、期間を1カ月とし、町内の全漁協・支店で捕獲調査を実施する。この結果を踏まえて、県等に対して広域的な駆除を要望していくとの回答でした。

次に、建設課関係では、かなりの数の樋門を管理し、委託しているようであるが、その一部を電動化しているという説明があったと思う。委託されている方が高齢等により操作が困難となるようであれば、今後電動化への検討は可能かとの質問に対して、県管理の樋門については、対象事業があれば今後も実施すると思われるが、見通しについて確認するとの回答でした。

県事業負担金に急傾斜地崩壊対策事業があるが実施箇所はとの質問に対して、戸田の「赤石地区」と、日前の「坂本地区」の2カ所であるとの回答でした。

次に、上下水道課関係の一般会計では質疑はありませんでした。

簡易水道事業特別会計では、災害時、停電になった場合、発電機などの対応はどうなっているのかとの質問に対して、発電機により約6時間は対応できる。施設によっては自家発電機も設置しているが、30年以上経過しているものが多いので、今後は更新せず緊急時にはリースによる対応を考えている。配水池には給水人口を基準に優先順位をつけ、発電機を配置していく計画であるとの回答でした。

大災害時に「想定外」という言葉が使われるが、町ではどの程度を想定しているのかとの質問に対して、今回、緊急遮断弁を設置したが、これは震度6で設定している。なお、町の防災計画の想定は、現状で震度6弱となっているとの回答でした。

弥栄ダムからの送水管は、大島大橋のところで2つに分かれているのか。災害などで万が一それらが破損し送水が止まった場合はどうなるのか。旧簡易水道は使用できる状態なのかとの質問に対して、日積浄水場から自然流下で大島大橋を経由して、大島地区と久賀・東和・橘地区に分かれている。旧簡易水道の水源はあるが、水質検査等があるので供給までに約1カ月は必要である。なお、災害などで給水がとまった場合、配水池に緊急遮断弁を設置したことにより、万が一の場合でも小松、久賀、安下庄、東和第一・第二の5カ所については、配水はできないが飲料水のストックはできる。防災計画に基づいて応急給水するのであれば、約10日分の水は確保できるとの回答でした。

次に下水道事業特別会計では、久賀・三蒲・小松地区の下水道整備の計画については、前に進んでいると理解していいのかとの質問に対して、現在、山口県と新規事業計画について協議を重ねている状況であるとの回答でした。

平成24年度で安下庄地区の整備事業が終了するが、加入率はどのくらいになるかとの質問に対して、平成23年3月末の数値であるが、区域内人口2,682人に対し、水洗化人口が1,734人で、64.7%の水洗化率となっているとの回答でした。

次に農業集落排水事業特別会計では、公共下水と農業集落排水事業と同時期に事業ができるかとの質問に対して、どちらも事業要望し、事業採択ができれば可能であるとの回答でした。

漁業集落排水事業特別会計では、特に質疑はありませんでした。

そのほか、上下水道事業全体に関して、滞納繰越分の徴収率向上のため、より一層の努力をしてほしいとの発言がありました。

次に、環境施設課関係では、清掃センターの委託料がふえているのはなぜかとの質問に対して、これまで可燃ごみ処理徴収業務を環境センター職員が行っていたが、今年度末に1名退職することになり、町職員で対応できなくなるため、主に徴収業務を追加委託するものであるとの回答でした。

脱水汚泥の処理場所はどこか、また、運搬・堆肥化の予算計上根拠の説明を願うとの質問に対して、堆肥化の処理場所は周南市中須北である。予算計上根拠としては、年間560トンの運搬・堆肥化処理費として1,106万円を計上しているとの回答でした。

次に、生活衛生課関係では、極端に安い家賃の住宅をどうするか、町の今後の方針について説明を願うとの質問に対して、基本的な考え方としては、古くて耐用年数を超えた住宅は払い下げの方向で検討したいが、ほとんどが町有地であり土地もあわせて払い下げとなると、入居者の多くは高齢者のため、そこまでの負担を承諾いただけるか判断が難しい。なお、住宅を払い下げて土地を貸す場合、借地料が現行の家賃より高くなる可能性があり、入居者の理解が得られない可能性がある。また、長屋形態の住宅を払い下げできるかどうかという問題もある。これからも、引き続き極端に安い家賃のまま維持管理していくことが妥当なのかどうかを含め、さまざまな問題点を洗い出し、それをいかに解決していくかを検討しているところであるとの回答でした。

住宅借地料として321万3,000円計上されているが、どこの住宅かとの質問に対して、主には久賀地区の住宅で、八幡住宅、向津原上住宅、向津原下住宅、棕野地区の砂田住宅、東和地区は峠の下住宅、橘地区の和戸住宅に借地料の予算を計上しているとの回答でした。

住宅料の滞納世帯数と滞納金額は幾らになるか。徴収対策はどのように取り組んでいるかとの質問に対して、2月29日現在で、滞納世帯102世帯、滞納金額5,003万2,547円である。徴収対策については、法的な流れに基づいてさまざまな手段を講じている。滞納繰越分については、税務課と連携し、収納率向上に努めたいとの回答でした。

以上が、本委員会に付託されました、議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、

報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最初に報告された商工観光課関係のところでは質疑をしたいというふうに思います。と言いますが、私はその課の所管である観光協会について、本会議2日目に、いわゆる対前年度関係で質疑をしました。それで、そのときの執行部の答弁は、200万円ちょっとという答弁だったというふうに思います。その本会議の質疑を受けて委員会に付託されました。それで、その商工観光にかかわる部分で、例えば、その200万円を含めて、今年度の事業計画、いわゆる基礎となる金額について、補助額が妥当かどうかを審議されたのではないかとこのように思いますが、具体的な質疑があったら、御報告をお願いしたいというふうに思います。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） お答えいたします。

本委員会に付託されました案件の中では、質疑はありませんでした。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 水産関係で、ナルトビエイの駆除についての執行部からの説明が、町内全域で1カ月間調査をするという報告でありましたが、6漁協で要望した経緯は調査ではなく、駆除であったと思います。それがなぜ調査になったのかというのが、ちょっと疑問でありますので、その執行部からの説明をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 委員会の中では、いろいろとその対策についての質疑は十分いたしました。それによって今後の対応を考えていくということの報告であったように思っております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） それでは、1カ月間だけ調査をするということではないということですね。

議長（荒川 政義君） 委員長。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 回答の中では、期間を1カ月ということを設定して行うということでの回答でございました。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 1カ月間、先ほどの委員長の答弁には、いろいろな協議があってやっていくということです。今回の予算については、1カ月分の予算だけしか計上してないということでしょうか。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 私の記憶では、そのように思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

安本建設環境常任委員長様お疲れでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成24年度一般会計当初予算について、反対の立場から討論したいというふうに思います。

私今まで討論するに当たって、その時々町長の政治姿勢が一つの視点、それともう一つは、それじゃそのことによって予算上どうあらわれているのかという立場で討論してきました。

まず、椎木町長の政治姿勢について、私は今回反対討論の中に入れておきたいというふうに思います。と言いますが、この予算が仮に可決されて、執行権者が執行する際、私はいわゆる強いものが勝つという入札制度、これを執行したら、大変な状況が起こるという点をあきらかにしたいというふうに思います。

私は常に何のための政治かということについて討論してきました。そうすると、今回執行権者がこの予算を執行するに当たって、結局はいわゆる特定業者の、いわゆる強いものが勝つ方式を導入するというのが言われております。これが業者のほうの通知には3月26日ということになっております。

こういうことをされれば、結局は、いわゆるベスト4は確かに同じ土俵で戦えるかもわかりませんが、実質的には12社あります。12社の中の8社は2年間ほとんどとれないということになります。私は、そういう方式をよしとする立場は到底持ちません。このことをまず1点明らかにしたいというふうに思います。

それともう一つは、椎木町政が行おうとする安上がりの行政サービス、この方向性についても批判を加えておきたいというふうに思います。

町長は一貫して安上がりの行政サービスを歩んできております。それは結果として、私は町民の皆さん方に負担をかぶせるものだというふうに考えております。特に今まで人件費、いわゆる町の職員数はいかに水準があるべきかを明らかにせずに、職員の一方的な合理化は絶対に私は許されたいというふうに思います。その点ではやっぱり町政に携わって4年ですから、少なくとも自分の町の職員人数が何人が妥当だということは単純に類似団体比較ではなしに、きちっと私は出すべきだというふうに考えております。それが町長の政治姿勢にかかわる部分です。

もう1点は、予算上にあらわれるいびつな面について、討論をしたいというふうに思います。

私は常に対象物があって、その対象物が決して妥当ではないというふうに考えております。しかし、一つの目安にはなるというふうに考えております。私は合併当初、柳井市の状況と比較し

ながらこの場で討論しました。それが現状ではどうなっているのかということであります。今回調査してみますと、実際的に異常な部分が扶助費の部分であります。性質的歳出で見れば、周防大島町の場合が18億5,752万5,000円、そして柳井市の場合が28億7,116万3,000円、約10億円の差があります。御承知のように、市ですから、既に社会福祉費の増があるかもわかりませんが、それにしても10億円はひど過ぎるんじゃないかというふうに私は見ております。

もう一つの点では、財政調整基金のあり方です。執行権者が基本的には財政調整基金をどう積み立て、どう運用するか、それは自由であります。結果として、周防大島町の今までのやり方は、確かに23年度の大規模補正に伴う裏財源、この部分が大きく単年度で8億円余りあることは承知しております。しかし、実際的には、柳井市との比較で見ると、周防大島町の場合が、24年度末の残高、これが25億9,523万4,000円、そして柳井市は13億7,322万4,000円、この点をどう見るかという点であります。私は少なくとも、町民の皆さん方の暮らしや福祉を考えると、私はこの部分はきちっと町民の皆さん方に使うべきじゃないか。とりわけ17、18、19と合併後3カ年で、当時かなりの広義の交付税の負担減が行われました。約10億円を超えるというふうに思われます。そのときにカットされた部分、これをどうするかというのも、私は町長の非常に重たい仕事の部分があるんだというふうに考えております。

その点でも、私は所管委員会では時々言いますが、実際的にはいわゆる歳入歳出すべてにかかわって、どう予算立てするか、この点が私は大事だというふうに考えております。

確かに町民の要求部分、そして私たちが要求した部分、前進した部分、それは当然ありますが、全体の予算を通じると批判すべきだ。特に今年度は介護保険や後期高齢者医療、そういうふうな部分、そしてまた、実質的な国民健康保険税の2年連続値上げということがかかわっておりますから、一般会計と特別会計の繰出金の関係においても私は充実すべきだという立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上の視点に立って、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はございませんか。尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 私は、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

椎木町政がスタートいたしまして、早いもので3年余りが経過いたしました。椎木町長1期目の仕上げの予算として、健康づくりの推進、また防災対策の充実、定住促進事業の充実を重点に編成が行われたところであります。

この平成24年度予算につきまして、主に次の視点から高く評価をし、賛成するものであります。

まず、新規施策への積極的な取り組みであります。町長の施政方針や提案理由、予算審議の中で明らかになりましたとおり、県内初の福祉事務所の設置をはじめ、私立保育所施設整備事業、また久賀・大島地区公共下水道事業認可設計業務、脳ドック検診事業、定住促進対策事業、また周防大島高校を支える会補助金など、当初予算の概要に掲げられた新規事業は68項目に上っております。いずれの事業も町の活性化、安全・安心対策など、各方面にわたり町民の要望を的確にとらえ、かつさらに一步踏み込み積極果敢に取り組む姿勢を見てとれるものであります。

次に、制度の拡充、改正への取り組みであります。

子育て支援センターの外部委託や日良居保育所の指定管理制度への移行、またがん検診推進事業や福祉タクシー助成事業の拡充など、よりよい制度へ向けて改革を惜しまない姿勢は高く評価できるものであります。

加えて、厳しい財政環境のもと、ただいま述べましたように新規事業、また制度拡充に積極的に取り組み、幸せに暮らせるまちづくりに向け最大限に予算を編成したところにもかかわらず、一般会計におけます町債の借り入れ、また起債残高は減少し、各種財政指数も改善の方向にあるところであります。

以上のような視点から、議員各位におかれましても、ぜひともこの平成24年度周防大島町一般会計予算について御賛同を賜りますようお願い申し上げますとともに、執行部におかれましては、138億8,800万円の予算をもって、幸せに暮らせるまちづくりに向け、さらなる努力を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論とするものであります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成24年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

実際的に今の町民の置かれちよる状態をどう見るのかという点でいつも討論してきました。そしてもう一つは、国民健康保険会計が宿命として持ちちよる弱点、いわゆる国の負担割合、この減少による弱点、明らかにしてきました。

そして、去年は多額の繰り入れをするのが一つの特徴であり、6月本予算という格好で行われました。それで実際的にはかなりの多額な繰り入れをして、その一方、それでも足りないからということで、いわゆる国民健康保険税の値上げをしました。私は町民の半数近くかもわかりませんが、世帯当たりといえますか、加入率。もしくは人数割で半数かもわかりません。しかし、実際的には国保加入者というのは、基本的には非常に生活が厳しい層が加入する制度だという点を特に訴えてきました。

特に、昨年引き上げに続き、今年はどうかということに触れますと、医療分、支援金分、介護分、すべてを合わせまして所得割で実際的には5,838万円余りの増であります。そして、資産割でいきますと三方式ですからゼロになります。その分の影響分が5,000万円余り減と推定できます。そして、均等割部分、この引き上げ部分が1,156万8,607円というふうに見てとれます。そして平等割額、これが281万3,193円の引き上げ。確かに言われるように、あと軽減、そのほかがありますから若干数字は違うと思いますが、そのように、非常に私からすれば大きな引き上げを2年連続するという結果につながります。

町長はよく、住んでよかったまちづくりと言いますが、住んでよかったまちづくりの原点は、そこへ住む住民の皆さん方が、その予算執行に当たって、またその会計の予算執行に当たってどうなのかという点が私は大事だというふうに考えております。こういうふうな国保税の引き上げの中で本当に町民が住んでよかったまちづくりというふうに認識されるかどうか、これはやっぱり町民の中に私は否定的な意見が多いのではないかとこのように考えております。そういう意味からも、この会計については、反対の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はございませんか。尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

国保、値上げという部分では、大きな負担という部分は、ただただあるところではあります。現状を踏まえてここで再確認していかなければならないことというのがあります。というのが、平成22年度の1人当たりの税の調定額、これが6万7,761円、これは県内の19市町の中で19番目に当たるということでもあります。現状であります。その中で平成22年度の1人当たりの医療費であります。これは39万9,639円で、19市町の中で4番目に当たる高い医療費があるわけでもあります。そういった現状の中で、このたび4方式が3方式になる。そういった中で負担は上がるわけですが、実際がそういった、どうしてもやむを得ぬ上昇であります。

そういった中で、私の委員長報告にもありましたとおり、これからの方向の中で、いかに私た

ちが町の特定健診等の健診に対する自己管理率が悪いが、そういった部分も踏まえて、しっかり健康福祉大会等も催して、そういった中で、健康に対する関心を高めていこうという、大きなスタートのときでもあります。現時点において、この国保に対する予算に関しましては、やむを得ない状況も踏まえて、これからできるだけ私たちが健康に気をつけ、なおかつそういった今後一層増額にならないために精進していきたい。そういったところも踏まえましてのこの予算案であると確信するところであります。そういった内容をもちまして、これまでの税率及び医療費等の経緯からやむを得ないところとして、私は賛成の立場で討論させていただきたいところであります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 議案第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、賛成の立場で述べさせていただきます。

これは先ほど委員長の報告がございましたように、全員賛成で可決すべきものというように報告がございました。強いて賛成の立場で述べさせていただきます。

今定例会において、平成24年度の一般会計予算、本議案含めて9議案の特別会計予算の審議がございました。本議案のうちの管理業務委託料でございますが、私長きにわたり、この管理業務委託の金額を削減できないかというのを強く訴えてまいりました。今回、担当職員の並々ならぬ交渉、また相手方の深い御理解によって、わずかではございますが削減された金額が計上されております。各会計の予算において、どの会計にも管理業務委託に多額な金額が計上されております。今からでも遅くない、今までもやっておると思いますが、入札は別として、やはり業務日誌等の提出を求め、それが妥当であるか、妥当でないかを予算前には必ずチェックをし、削減できるものならそういったところに今回の担当職員のように、強いて、あえて果敢に、その削減に向けて相手方と交渉していただくことをお願いするものでございます。

先日も町長の出馬表明の中で、財政の健全化というのを強く訴えておられました。私はこの町財政改革の一步として、本議案に大いに賛成するものでございます。どうか議員各位におかれましては、こういったことを踏まえて、本議案に対して賛同をいただきたいとお願いするものでございます。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 周防大島町公営企業局企業会計予算について、賛成の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

御承知のように、私が賛成する立場は、その時々企業の管理者、また町長がだれであれ、本当にこの周防大島町の中に3病院、2つの老人保健施設、そして1つの看護学校、それが本当に町民のために役立つ運営をしていくかどうか、これが大事な視点だというふうに考えて討論をしてきました。

そしてその結果、約4年が過ぎました。当時を思い出していただきたいのは、公営企業局の予算分析をせずに、いわゆる大島病院建てかえ反対だという声が上がりました。私は先頭に立って、それは正しくないんだということを言うてきました。そういう立場から、この4年間1件を除いて賛成の立場を明確にしてきました。

今回の主なものは、一つは、昨年度からではありますが、昨年度というのは、いわゆる3月以前の部分、それと新年度予算、そしてその次の予算をしばるものでありますが、実際的には東和病院、この建てかえ、改築が、内容であります。実際的に耐震の確保について、私はやむを得ない事業の内容だというのが1点であります。

それとあわせて機械機器のやりかえ、これも私は当然だというふうに思うております。ただ、今、先ほど委員長が触れましたけど、やっぱり3病院、2つの老健、看護学校、ずっと4年間見てきますと、特に大きく変わったのが看護学校の関係です。ずっと黒字を計上しておったのが行政の減少等で実際的には看護学校の運営が厳しくなっておるというのも客観的事実であります。だから、企業局としては、やはり看護学校に対する、行政に入ってもらふ施策も実は大事ではないかというふうに考えております。

それと、予算書に出ておりますように、大島病院の実は療養病床の部分、これが実は看護助手が少ないために50でしか回れないという内容があります。そうすることは、結果として、町民の皆さん方の安心できる病院のうちの療養病床ということには私はならんのではないかというふうに考えております。やっぱり企業局においては、看護助手が不可能なら、看護師も含めて募集



をかけるということも大切で、そういう処置をしながら周防大島町立公営企業局の一つの病院の位置づけにしていきたい、このように考えております。

その点で私は公営企業局、3病院、2老健、そして1つの看護学校、これを本当に町民の立場から運営していく、このことの大事さを訴えて賛成討論としたいというふうに思うております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11・議案第49号

議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第49号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてを議題とします。

さきの本会議において質疑は終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 本議案に反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

経過については、初日の本会議及び全協でそれなりに議員の皆さん方から言われたというふうに思います、問題点。私は何でかという点で特に討論しちょきたいというふうに思います。

特に今回の指定管理については二分される問題が一つです。町民から二分される。それを短期間のうちで指定管理で行うということについて、まず反対の立場を明確にしちょかんにゃいけんということでもあります。

2つ目は、結局は指定管理料の根拠についても非常に出しにくい状況で、例えば議会答弁も出ましたが、十分な答弁に至らなかったというふうに考えております。

それともう一つは、町長のいわゆる、私の一般質問に対する答弁が非常に私はまずいというふうに考えております。時の町長がいわゆる新たに提案するということは非常に重たいものがあり

ます、提案権者として。そのときにどうなのかという点であります。私は竜崎温泉そのもの、確かにいろんな状況下で非常に危険な状況があったというふうに思います。といいますのは、今までの指定管理者の部分は、いわゆる風評被害での入浴者減も響いておるのではないかという立場であります。当然、私はそういう点を考えながら協議すべき内容があったのではないか。この短時間で指定管理として決めること自体が無理があるという立場を明確にして、討論としておきたいというふうに思います。反対の立場からの討論であります。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定は、選定委員会の審査、結果をもとに町が指定しようとするもので、何ら問題がないと考えております。

今回の問題点は、選定委員会で最高得点であったD業者が町長への報告を前に辞退したこと、次に高得点であったA業者が前回協定違反のあった業者であったこと、さらに大もとは、現在の指定管理者が3年間続けられず2年で終わってしまったという、この3点であります。

これらの3業者の共通の問題は、いずれもプールや温泉等の不採算施設の管理運営の負担が大きく影響しているものと考えられます。町は今後このような問題が起きないように、採算のとれる施設、とれない施設とを分けて指定管理を選定するなり、また燃油の乱高下の問題を公募の段階から十分熟慮し対応するよう要望し、賛成の討論といたします。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。平野議員。

議員（5番 平野 和生君） 賛成の立場から討論いたします。

去る2月21日、選定委員会による応募者からの事業計画ヒアリングの後、審査及び採点がなされ、優先交渉権者が決定されました。しかし、24日午前中、優先交渉権者から、町のいろいろな規制やプールの閉鎖案などが不可能などの理由から、社内協議の結果、辞退することと決定した。その後、応募者から辞退届があったため、再審議により有限会社千鳥さんに決定したとのことでありました。

有限会社千鳥さんは、過去に町とのトラブルを起こし、ペナルティーを受けたが、応募に関して欠格事項に当てはまらない業者と町からの説明を受けました。また、法的に問題がない以上、反対する理由がないと考えます。何よりも骨を折ってくださった善意の第三者であります選定委員さんに失礼であり、今なお年間8万人もの入浴客があるという現実を考えると、1日でも早い竜崎温泉の再開をすべきと考えます。もしこの議案が否決されれば、年間の書き入れどきである、恐らくゴールデンウィークに間に合わない可能性が大であると考えます。私自身も竜崎温泉の湯が大好きで回数券を持っております。

以上、法的に問題ないということと、選定委員さんの意見を尊重する立場、竜崎温泉愛好者のため、また私のため、竜崎温泉のブランドのため、この議案に賛成する立場からの討論といたします。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第49号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12・議案第50号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第50号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議案第50号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について補足説明をいたします。

昨日配布いたしました、追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の予算に688万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を149億4,859万2,000円とするものであります。

また、第2条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、5ページの第2表のとおり4億913万8,000円と定めるものであります。

まず、歳入歳出予算補正につきまして、事項別明細書により御説明いたします。9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、17款繰入金1項基金繰入金2目ちびっ子医療費助成事業基金繰入金及び4目福祉医療費一部負担金助成事業基金繰入金は、それぞれの該当事業における基金充当可能金額が確定したことから、その調整のための増額補正であります。

20目財政調整基金繰入金は、財源の調整のため457万4,000円を取り崩すこととしております。

10ページの歳出では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費におきまして、退職手当組合負担金、特別負担金でございますが、688万8,000円を計上しております。これは、さきの補正予算調整後、新たに退職希望の申し出があったため、これに係る負担金を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費は、ちびっ子医療費助成事業基金繰入金及び福祉医療費一部負担金助成事業基金繰入金を充当することによる財源の振替でございます。

次に、5ページに戻っていただき、繰越明許費についてであります。

企画一般経費をはじめとして、国の4次補正による特産対策事業、県営農業基盤整備事業など年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、4億913万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上が議案第50号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 繰越明許費について、質疑をします。

私は毎回同じように、この時期の繰越明許について質疑をしておりますが、事業費の繰越高の何%繰り越しかという点が一つです。

そしてもう一つは、事業費関係で、実際的に例えば海岸保全事業等については、入札残部分を新たに契約して、取り込んで繰り越すという部分はあるかと、複数にまたがる部分があるかと思っておりますので、それぞれ、その所管課のほうから答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、繰越明許費について御説明いたします。

最初に海岸保全について御説明いたします。海岸保全につきまして、入札減につきましては、もう既に変更契約をいたしておりますので、それは加味されておられません。そして、海岸保全の中の外入の海岸保全事業につきましては、執行率が80%でございます。それともう1件志佐海岸につきましては85%の進捗状況でございます。残りにつきましては、いずれも執行率がゼロでございます。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 民生費の社会福祉施設整備事業経費6,000万円、これにつきましての繰越率でございますが、66.7%でございます。それから、介護保険対策事業費の繰越率が100%でございます。それから、子ども手当の繰越率が59.3%でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 企画一般経費の繰越ですけれども、田布施農高跡地の電気設備改修工事の契約であります。繰越率は100%でございます。それから、戸籍住民基本台帳一般経費も同様に、外国人登録を住民票に登録するというので、電算システム、進捗率は70%でございますが、100%の繰越です。それから、消防施設整備事業でございますが、小松地区の防火水槽の工事でございます。60%の繰越です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第50号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。暫時休憩をします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第13・議案第51号

議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第51号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第51号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成24年度の新規事業として、文化・教養に関する意識を高め、創造性をはぐくむ文化活動を行う団体に対する補助制度として、周防大島町文化振興事業を創設いたしました。

この事業の実施に当たり、文化活動を実施する団体から提案された事業内容の審査を行う委員

の日額報酬等の支出に係る、「文化振興事業審査会委員」の職名を別表第1に追加するため、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正しようとするものであります。

既に、議会初日に同条例の一部改正について御議決を賜りましたが、文化振興事業審査会委員の追加について、改めて議案を提出させていただくものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第51号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14・議案第52号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第52号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第52号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

人事院は、昨年9月30日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与等の改定について勧告を行いましたが、政府はこれを受けまして国会に法案を提出し、その法案を基本に、人事院勧告の平均0.23%引き下げを実施した上で、削減幅を同7.8%とする「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案」を議員提案として国会に提出し、同法案は、2月23日に衆議院で、また、2月29日には参議院で、それぞれ可決、成立をいたしております。

本年は、国家公務員と民間の給与を比較した結果、国家公務員の給与が民間給与を上回ったため、マイナス格差を解消するために、平均で0.23%の俸給表の引き下げを行うこととされております。

本町におきましても、国の人事院勧告に準じて所要の条例改正を行うものであります。

また、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例もあわせて改正するため、一括して一部改正といたしております。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

まず第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。国の制度に準じて6級の職務級以上に在職し、55歳以上に到達した者、これを特定職員と称しておりますが、この特定職員の支給額を、平成22年12月から、1.5%の一定率で減額してまいりました。この年齢層においては、在職期間長期化のため、上位級在職者の割合が高くなっているのが実情であります。その給与水準の是正を図るため、その具体策として、国に準じて定年延長実施に当たっての給与制度見直しを行うことも念頭に置きつつ、1.5%を減ずる方策を講じたところでございます。

しかしながら、本町におきましては、地域の実情も考慮した場合、若年者雇用のほうが課題と思われ、現時点では定年延長は考えていないため、1.5%の減額を規定した原始附則の第10項から第12項までを削除するものであります。

また、給料につきましても別表のとおり、行政職、医療職及び技能職について、それぞれ引き下げる改正を行うものでございます。

第2条は、平成18年度人事院勧告に基づく減額改定対象職員、これは現給保障対象職員であります。この給料月額について、平成22年度に引き続き0.49%の減額調整を行うものであります。

また、現給保障対象職員で特定職員対象者につきましても、第1条と同様に1.5%の減額調整を削除するものでございます。

第3条及び第4条は、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例に関する一部改正でございます。

第1条及び第2条で御説明したとおり、人事院勧告に伴う改正であり、改正内容も一般職の職員と同様でございます。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約320万円の減額となる見込みでございます。

この内訳でございますが、一般職職員171人、船舶職職員3人です。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、年間のいわゆる影響額320万円という補足説明がありました。

それで実際的にここに至る経緯として、対応する労働組合との協議の動向について、まず特に私は自治体職員の場合は、当然自治体労働組合の協議が大事だというふうに考えておりますので、その点での報告をまず求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 労働組合との協議は、ことしの2月27日に副町長交渉を行いました。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第52号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15・発議第1号

議長（荒川 政義君） 日程第15、発議第1号周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 魚谷洋一議員、尾元武議員、安本貞敏議員の賛成を得て、本日提案いたしました発議第1号周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

私たち議会議員は、町民の負託にこたえるべく日々精進をし、それに対する議員報酬をいただいております。しかしながら、議員といえども生身の体でありますので、本日御出席の議員各位においても、いつだれが病気などの理由により議員活動ができなくなるということが考えられます。

したがって、我々議員一人一人が持つ議員としての職責及び議会への住民の信頼の確保にかんがみ、周防大島町議会議員が長期間議員活動ができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、期間に応じて報酬を減額する、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について特例を定めようとするものであります。



報酬月額の特減については、議員が自己の都合、疾病その他の事由により、全くその職務を遂行することができないと議長が認めた日から長期間議員活動ができないときは、報酬等条例の規定による議員報酬の月額を、議員活動ができない期間を90日、180日、365日として区切り、その区分に応じて支給割合を定め、その割合を乗じて得た額を報酬として支給するものとし、議員活動ができない期間が365日を超えるときには、支給額はゼロになるというものです。

期末手当についても議員活動ができない期間に応じて、第2表の割合を乗じて得た額を基礎とするものです。

議員活動ができないからという理由で、議員報酬を自主的に返納するということは公職選挙法に抵触し、かないませんので、あえてこの条例を制定し、報酬の支給にかかる特例を定めようとするものであります。

なお、減額の適用を受けている者が、議員活動を遂行できると議長が認めたときは、その日の属する月から議員報酬の全額を支給するという考え方に立ってこの条例案を作成しております。

また、山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に規定する公務上の災害や、災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるものについては、この条例における減額を行わないとしています。

参考までに、この条例の適用を受けるようになった場合においても、議員という身分については、何ら影響や拘束力はないものとして身分にかかる条文等の制定は考えておりません。

議員各位におかれましては、御理解を賜り、満場一致の御賛同を賜りたいと存じます。議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。御苦労さまでした。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16・発議第2号

議長（荒川 政義君） 日程第16、発議第2号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一

部改正についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚原議員。

議員（6番 魚原 満晴君） 本日提案いたしました、発議第2号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

御承知のとおり、昨年3月議会において議長から議会運営委員会に諮問のあった議員定数等に関する調査研究のため、当委員会におきましては、5月から議論を重ねてまいりました。

また、6月には、先進地である熊本県御船町と福岡県志免町を視察し、本町にとってふさわしい議員定数や議会活性化について研修もいたしました。

4カ月における協議検討の結果、8月30日に委員会としての答申書を議長に提出し、9月16日に開催された全員協議会において、私から状況説明も含め答申書の概要報告をさせていただきました。

地方自治法が改正され、議員定数の上限が撤廃されることになり、その対応は各自治体の判断によることとなりましたが、委員会においては、町の一般会計予算額や議員1人当たりの住民数、面積、予算の構成比などからも検討して答申の中身を詰めてきたところであります。

その答申書をたたき台として、9月と12月の定例会会期中の全員協議会において、議員各位から意見をいろいろと承ったところでありますが、委員会の答申と議員各位の考え方には多少の乖離があり、議長と議論を重ねそれらを集約して結論に至ったのが本日提案しております、現況の20人の議員定数を4人削減して16人に定めようとするものであります。

平成16年に周防大島町が発足する前は、4町合計で56名の議員が在職しておりました。合併の際には近隣では珍しい在任特例を適用せず26名の定数、そして平成20年にはさらに6名減の20名で議会構成をしたところであります。

その間の定数削減効果は議員各位が御承知のとおりであります。今回さらに4名の削減をしようとするところであり、一般会計予算額に対する議会費とその構成比は減少傾向を示すところです。県内の合併していない町も定数削減をうたっておりますが、本町の合併前の56名から16名への削減、率にして28%までの削減は他に類を見ないところであります。

また、本町は町の外周を海に囲まれ地域ごとに小さな集落が海岸線沿いにあり、有人離島が4つあり人口規模も考慮すると、対応する議員定数についてはこれ以上の削減は無理があり、16名がふさわしいと考えるところです。

議員定数は、これが正しいというものはないということを、委員会の中でもいろいろ議論いたしましたし、議員各位も十分御認識のことと存じます。

今回お示しする16名の定数案も、未来永劫続くわけではありませぬので、これからもいろいろな機会に協議検討していく課題であると思っております。

このたびの提案は、2名の議員から賛同をいただき提案するものであります。議員各位におかれましては、今までの経緯から十分御理解賜ったことと存じますので、満場一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は委員会の一委員としてずっと議論してきました。それで、会期初日のいわゆる委員会の中で、自主的に委員会のまとめたもの、18か20、それがいわゆる議長の意見で18とするということについては同意できないということを言いました。

それで実際的にはそうであっても、18でいくというのが議会運営委員会の申し合わせでした。これはもうだれも否定していない事実だというふうに考えております。

そうした中で、いわゆる会期末について、例えば委員長は18でいこうということで申し合わせたにもかかわらず、何で議長一任という流れの中で、今回あえて16という提案者になったのか、まずその点を聞きたいというふうに思います。

議員（6番 魚原 満晴君） お答えします。

今定例議会2日目、4日目と、署名、捺印していただいた賛成議員の2人から、それを差し戻してくれということ、また新たな問題が起こりました。それで議長のほうから答申書を返すということ返していただき、もう18か20という定数は一たん白紙になりました。白紙です。そのためにきのうも議会運営委員会開きまして、これ以上委員会では結果は望めない状況であり、どうしたらいいものかと皆さんと御相談した結果、もう議長に、任そうということで多数決をとった結果、賛成が4、反対が1で、議長案でということで皆さんに納得していただきました。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議員定数は、本当に議会制民主主義の根幹にかかわる部分です。それで、私はこういう問題、重たい問題は、もっともっと議論して、この時点での議長一任はおかしんだということを言いました、議会運営委員会の中でね。やっぱりその手続が議長一任というのは、今まで1年間議論してきたことを白紙に戻すちゅうような安易な、たとえ議長であっても、そういう発言は好ましくないということは明らかではないかというふうに考えとるんです。何のためにこの1年間議論してきたんかと。せっかく資料を求めて議論してきたわけですよ。

例えば議論の中で、私は今でも覚えておりますが、議会運営委員会としては、今まで定数問題議論した中で、私も過去3回か4回議員定数問題議論してきたが、今まで以上によくこの委員会は議論したということを通じました。それで、例えば今委員長が言われたような署名、捺印を断るといったことがあったとしても、少なくとも委員長のとる態度は、あくまで私はあんとき委員長から質問があったんで、広田が反対したらどうするんか、広田が反対して16が賛成多数で可

決されたらどうするんかって。それはあくまで結果ですよと、議会ルールにのっとってやったら何者も恐れることはないんだということを言いました。きちっと議論すれば、何者でも恐れる必要はないとまで言うて、委員長もそうかというふうに納得されて、実際的には、それから以降はほとんど議論はしておりません。

そして、きのうの議論で、いわゆる新たに、16とするという議長一任を取りつけて、強引に議長の口からいわゆる16とするというやり方そのものが、私はかなり今回おかしなことが多いもんだなと、住民から見て説明がつかんのんじゃないかと。それこそが私は大きな問題じゃないかというふうに考えちよるんで、やっぱりそれはきっちりもう少し時間をもって、仮に提案したとしても継続審議の方法もあるんで、取り扱いには慎重にすべきだというふうに考えておりますので、ぜひその取り扱いをしていただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。中本議員。

議員（12番 中本 博明君） 私自身は議員になる前からちょっとでも町の経費を削減するためには、議員定数を減していくべきじゃないかということ、議員になる前も1回定数削減を旧橘町のほうへ出して定数削減をしましたので、それはもう16はさておき、この議会運営委員会の中で報酬も半分ぐらいカットしようじゃないかという議論はなかったのか、それを聞きたいので質問いたします。

議員（6番 魚原 満晴君） 報酬の問題につきましては、もう定数の問題だけで、報酬の問題まではなかったです。申しわけございません。

議員（12番 中本 博明君） 議会運営委員会というのは、このメンバーで、11月の13日が任期で、それまでにまた話す機会があったら議論してもらえないかなと思います。ひとつよろしく。

議員（6番 魚原 満晴君） わかりました。一生懸命今から勉強して、報酬の問題も研究したいと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 委員長、御苦労様です。

質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今提案された16議席について反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

まず、議会ルールであります。議会ルールはどこに基準を置くかというたら、いわゆる議員定数問題重たいもんでありますが、ルールにのっとって協議すべき内容というふうに思います。

委員長が私のほうに、18か20のときに、仮に16が通ったらどうするんかということを質問されたんで、実際的にそれは議会ルールにのっとって行ったらええことである。仮に議会運営委員会の取りまとめが否決されたとしても、実際的にはそれで提案すりゃいいんです。そのことを恐れることはないというのが委員長に対する私の答えでした。

それともう一つ、やっぱり昨日急遽、読み上げますと、議員定数は18名か20名が望ましいという中で、議長が判断して18という方向で実際的には出されたわけです、一たん。そしたら、その出されたことに対して議長も責任を負うし、議運の委員長も責任を負うわけです。そのことをまず認識として持っとかんと、発言が、趣旨がすごくあいまいになるということを私は発言の重さからしたら非常に問題があるというふうに考えております。

といいますのが、例えば、結果的には4対1で議長一任取りつけたとしても、いわゆる議会制民主主義、定数問題において議長一任のためにいわゆる賛否を問うというような、定数問題でね。そういうやり方を私は聞いたことがないと、その場で議長に言いました。それで議運でも言うたと思います。議会ルールというのは、やっぱり最後まできちっと論議する。例えば定数が何人がよかろうとすれば、実際的には私は賛同者をお願いし、やっていくという立場です。あえて現実に提案する前に恐れる必要は何らない、というのが私の確信であります。

もう1点明らかにしちよきたいというふうに思います。2点目は、ほいじゃ議員定数の根拠は何かと。今委員長がこれがよしというものはありません、ということで趣旨説明されました。しかし、客観性はあるんですよね。これは調査の結果明らかなんです。

例えば、一つの指標が全国レベルで見てどうなのかという指標です。御承知のように、議会事務局が準備したもので、予算規模別自治体議員の状況ということが出されております。

例えば、100億円以上が住民基本台帳登録数が1万6,281人です。そして面積が455キロ平米、団体数が16と。そして議員定数平均が18.31、これが議会事務局が調査した規模別の予算であります。

それから見ると、周防大島町の予算は、当時調べた状況の中では138億円ですから、決して20で私は多いことはないということでありまして。それが客観性の一つです。全国規模別比較での客観性です。

もう一つ誤解があるのが、いわゆる柳井市と比較して多過ぎるんじゃないかという議論があります。その点も私は議会運営委員会の中で論破したというふうに考えております。すなわち、例えば柳井市議会が決定したことを基準にしたら、柳井市議会が全国の市議会の中で多いか少ないかを検証せんと、間違ったところにひっついていくんじゃないかという指摘です。

それでよく報酬が多い、削減せっていうふうに言われますが、実際的には柳井市並みの報酬の状況比較すると、6人も7人も逆に周防大島町はふやすことができる議員数じゃというのも調査

の結果明らかなんです。だからこそ、私は委員長の議長に対する報告の中で、いわゆる18か20が正しいとする意見書について全員一致で賛成したんです。こういう調査があるから。そこに調査の確信を持たんと、右に行ったり、左に行ったり変節することもあるでしょう。しかし、自分の発言は少なくとも責任を持たんにゃいけんわけですよ。議長であれ、議運の委員長であれね。やっぱりそこを投げ捨てたら、議会は何でこの間まで18で申し合わせたのに、今度はその申し合わせた皆さん方が16になるんですかと、だれも説明つかんようになります。だからこそ私はもう少し冷静に置くために、いわゆる時間をとったらどうかという言い方をしました。私は今回の議長一任ということで強引に多数決に持ち込むやり方、これは絶対許されないということを確認にして反対討論としておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はございませんか。松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 今の討論の中から、私は16の議員定数に賛成の立場で皆さんにお伝えさせていただきます。

議会運営委員会で九州の志免町、もう一つ行きました。この中から大体住民を見てみますと、3万4,000人の町で約14名の議員さんでその町を網羅しておられます。このぐらいの数字なんです。柳井市も今3万4,000人程度で18人の議員さんが、この1つの町を一生懸命お世話してらっしゃる。周防大島町は今1万9,200ぐらいですけども、その中で20人でやるとすれば、かなり小さな負担になってしまうので、どこが正しい数字かっていうのは町民の皆さんからいろいろお話を聞いた中からでは、18は少しちょっと荷が軽いんじゃないのというお話も随分お聞きしてきましたし、また、最低で16だぞっていうお話もきちっとお聞きさせていただきました。やっぱり多くの住民の皆様がその数字は正しいよっていうところが一番原点であると、私はそう思っています。したがって、皆さんに御理解いただきたいなと思うのは、今現実18ではちょっと無理だという多くの皆さんの意見を聞き、それはそうじゃないよ、16が正しいよという皆さんの御意見をいただいたときに、議会もそれは当然だと御理解いただけるものと私は確信しております。

ぜひ、議長一任になっておりますけども、この16名の議員定数が正しく行動するものと思っておりますので、ぜひ皆さんの御賛同も得たいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 私は今現在、本当悩んで悩んでこの場に立たせていただいてお

りますが、賛成の立場で述べさせていただきます。

と申しますのは、この定数問題は、議会運営委員長さんをはじめ、議会運営委員会の方々のいろんな角度での調査、研究、視察等々で随分研究され、私ども初めに思っていた数字と若干変わっていく自分を見つけました。

特に、議会運営委員会は平成3年か4年だったと思うんですが、これは法制化されているというも議員になったときに勉強しております。これも尊重しなければならない。じゃ、どうだろうかということで随分私悩みました。全員協議会でも、先ほど委員長から報告がありましたんで経緯は申し上げませんが、議会運営委員会では、やはりこれは住民に付託されてる我々議員が世論をどういうように吸い上げて、この決定をすべきかというようなこと。

次に議員が決めるんだから、全会一致でこの点を決めようじゃないかというのを皆さん御存じだろうと思うが申し上げてきました。

特に私が思う範囲では、私はアンケートで判断しますが、アンケートとったときに、12名から20名まで幅広い定数が提案されました。私はその中の何名とは今申し上げませんが、しかし久賀地域でいろんなところへ出ますと、私が20という数字が来ました。じゃ、一体この風評はどうなってるのかなと思いましたが、だれか違った角度でそういうもんが流れてしまう、そのときに私考えました。先ほど先輩の同僚議員は相反することに私とはなると思うんですが、違った同僚議員に、じゃ、議員発議で、議会運営委員会逆らって議員発議をやろうと、いつでも体制をつくろうじゃないかと、賛成はほとんどおらんと思いますけどやりたかった。しかし私の原点である全会一致というので、やはりここは議会運営委員会を尊重せんにゃいけないということでやめてきた。

先ほど同僚議員からの近隣市町を比較しちゃいけないという話も十分理解しておるつもりです。しかしながら、1市4町の議員研修が1年に1回柳井市で行われます。そのときに、私どもの近い市は柳井市で、人口で言えば山口県で周防大島町に近いところが田布施町、これを人口比率、面積等々割れば、やはりその辺で14から16という妥当の線が出てくるというのも全員協議会で申し上げました。

その1市4町の議員研修には、懇親会などでどなたかから定数問題はどうかというのを、いつのときも私は聞いております。と申しますのは、私は久賀町議会で新人のころに定数削減ということで議員発議がございまして、いろんな論議をしてきました。そのときのことを知っているかどうか知りませんが、今周防大島町どういう状態ですかという話が来たときに、いや、今しっかり議会運営委員会で論議しております。住民の声も聞きながら、これを吸い上げながら、世論に対して説明がつく議員定数を上程されるんじゃないですかねというようなことで。先ほど同僚議員からのところにはちょっと相反するので申しわけないんですが、やはりこれは1市4町

というんで、議員研修をやる以上は、その辺で比較対象、これは大いに大事なことはないかと思ひます。

私は、そのときの旧久賀町のときも申し上げましたが、少数精鋭でもって、周防大島町のさらなる発展のためには、泣く泣くでも16に、これで皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（荒川 政義君） ほかに反対はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成はございませんか。中村議員。

議員（11番 中村 美子君） 中村でございます。失礼します。私賛成討論をここで皆さんに申し上げたいと思ひます。

新米議員でいろいろと勉強不足でございますけれども、いろいろとこの件につきましては、どこへ行きますとも、中村さん、定数問題が今上がっているそうなんだけど何人になった、どういふふうに考えているということ、あっち行っても、こっち行っても、本当にほうかむりして歩こうかと思うぐらい聞かれるんでございます。やはり電話もかかってきたりいろいろと考えますことで、一応議運の先生6名の方々が定数を決められたということをお聞きしましたときに、あの議運の方々が決めたことが先々まで残るんだな、この新米の議員がそういうふうに思いました。けれども、やはり町民に付託された事柄じゃないかなということも一たん考えまして、やはり町民の方にいろいろ、皆さんはどれぐらいに考えておられますかということをお聞きしたところ、いろいろとおっしゃる方があります。議員は、はあ大島へおらんでもええよという方もおられましたし、11人、12人、14人、16人、こういう声が聞こえました。けれども16名という方が非常に多かったように思ひます。電話でも、中村さん、あんた何人に考えておるかということもいろいろ聞かれました。そういうことで、私も今16名ということに決まりまして、何かほっとしたような気持ちであります。これは私たちで決めるべきもんだらうかということも最近考えております。やはり住民の方々の意に沿うよう、またこの町民、1万9,200人という、だんだん減少にあります。また私たち高齢者もどんどん死亡率が多くなりまして、こういうふうには人数も少なくなって、本当に申しわけない、新しい子供たちがどんどん生まれてくることを望むんですけども、なかなかそうはいきません。いろいろなことを考えました末に、やはり16名ということで、賛成の立場によってここで一言申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。発議第2号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

#### 日程第17．議員派遣について

議長（荒川 政義君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成24年第1回定例会を閉会いたします。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 松井 岑雄

署名議員 久保 雅己

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員